

「地域活力基盤創造交付金について」(H21.4.30通知)【概要】

【平成21年度予算額 9,400億円(一般会計)】

道路特定財源の一般財源化に際し、地方からの要望も踏まえ、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、地域の活力の基盤の創造に資するよう、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象とした新たな交付金制度を創設

1. 目的

地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的とする

2. 交付対象

都道府県・市区町村

3. 交付期間

おおむね3～5年

4. 対象事業

① 地方道路整備事業

- 地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体(土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の施行者を含む)が実施する道路の改築又は修繕に関する事業
- 地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方公共団体が実施する積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法第11条に規定する降灰の除去事業
- 地域活力基盤創造計画には1以上の地方道路整備事業を含むものとする
- 対象事業の全体事業費に占める地方道路整備事業に係る事業費の合計額の割合は自由に設定できるものとする

② 関連事業

(1) 関連社会資本整備事業

- 地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業※(維持に関する事業を除く。)

※ 社会資本整備重点計画法第2条第2項第2号から第13号までに掲げる事業

(2) 効果促進事業

- 地域活力基盤創造計画の目標を達成するため、地方道路整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務
- 効果促進事業に係る事業費の合計額は、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする
- ただし、次に掲げるものを除く
 - ・ 地方公共団体及び団体等の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
 - ・ 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等

- なお、建築物の整備に係るものにあつては、道路の交通の安全と円滑化又は道路整備に伴い実施する沿道の環境の改善を目的とする公共施設等の整備に限り、行事、催事等に係るものにあつては、社会実験として行うものに限る

5. 交付限度額

① 地方道路整備事業

- 原則 5.5/10（財政力に応じて最大 7/10）
- 除雪に係る事業又は降灰の除去事業については、個別の法令に規定する補助率

② 関連事業

(1) 関連社会資本整備事業

- 5/10
- 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率

(2) 効果促進事業

- 5.5/10（財政力に応じて最大 7/10）
- 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担率又は補助率

6. 計画の提出と交付方法

都道府県・市町村は、計画の目標や目標を達成するために必要な事業等を記載した地域活力基盤創造計画を提出し、国はそれに基づき交付額を決定。個別事業箇所への配分は、地方公共団体の裁量に委ねる

7. 計画の評価

地方公共団体は、交付期間終了時に計画目標の達成状況等について評価を行い、これを公表する。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行うものとする

8. 経過措置

平成 21 年度当初の速やかな事業執行のため、地方道路整備臨時交付金の継続事業として地方道路整備事業を実施する場合には、当分の間、当該事業が記載された地方道路整備臨時交付金の整備方針の提出をもって地域活力基盤創造計画の提出とみなす